

ステークホルダーヒアリング(途中経過)

- ・ステークホルダーヒアリングは、PI 実施計画を策定するため、市民から意見を把握するためにまず最初に実施するもの。
- ・PI 実施計画策定中には他の手法(パブコメ等)も実施する。
- ・PI 実施計画策定後には、市民から意見を把握する機会がある。

※ステークホルダーとは、直接的な利害に限らず間接的な利害や関心を持つ者のこと

1. ステークホルダーヒアリング概要

①目的

- ・ステークホルダーの抽出
- ・ステークホルダーの利害・関心の把握
- ・ヒアリング結果の PI 実施計画への反映

②実施主体

- ・静岡県

③対象者

- ・高架化及び貨物駅移転に関わる主たる関係者約 30 名を選出(第1次～第3次に分けて順次実施)

④ヒアリングの原則(実施主体とインタビュアーで覚書を締結)

- ・個人情報公表しない(誰が何を発言したかは非公表)
- ・対象者が拒否することはヒアリングしない
- ・対象者と信頼関係を構築できるようにつとめる

⑤ヒアリング項目

- ①ヒアリング対象者の本件に対する関わり方及びその経緯
- ②以下の事項についての意見・見解
 - －1. 沼津駅付近鉄道高架化事業について
 - －2. 貨物駅移転(原地区等)について
 - －3. 沼津のまちづくり(沼津駅周辺及び原地区)について
 - －4. その他
- ③今後PI方式を進めるうえでの意見及び参加意向
- ④ヒアリング対象者候補の紹介

2. 第一次ヒアリング結果概要

①ヒアリング期間

- ・平成23年12月15日～22日、対象者1名につき約1時間～2時間程度

②ヒアリング対象者

- ・10組(うち4組が2名参加により延べ14名)

③ヒアリング場所

- ・対象者宅、公共施設、その他

④インタビュアー

- ・3名で実施

⑤主な意見

1. 全体的な感想について

- ・現在までヒアリングは大変好意的に受け止められ順調に進んでいる。高架化や貨物駅移転についての意見の相違は大きいですが、沼津の発展については共通的な意見もみられる。

2. これまでの経緯について

- ・20年以上前から高架化の実現をめざす活動を進めてきており、市民の関心や期待も高い。ようやく事業認可がなされたところであり、いまさら白紙に戻すようなことは遺憾である。これ以上事業が遅れるのは困るので今までの経緯を尊重して進めてほしい。
- ・高架化及び貨物駅移転については、必要性に関して十分な討議がないまま用地買収を含めてなし崩し的に進められてきており、反対である。

3. 沼津駅周辺の高架化事業について

- ・高架化は市民の長年の悲願であり、物流や人の流れを重視した南北交通の確保及び関連した跡地利用をもとに沼津の活性化の契機としたい。高架化を前提とした一連の沼津活性化の事業もスタートしている。高架化の賛否はもう決着していることだ。
- ・高架化は沼津の活性化につながるかは疑問である。橋上駅や自由通路の整備で十分である。特に、原地区への貨物駅移転を前提とした高架化には反対である。

4. 原地区への貨物駅移転について

- ・既に70%程度の用地買収が進んでおり、別の適地があるとも思えないので推進してほしい。高架化ができるのならば移転先はどこでもいいとする意見や貨物駅に津波対策を配慮するべきとする意見もある。
- ・原地区では、「先祖伝来の土地は売らない」「歴史文化や景観に貨物駅は似合わない」「貨物駅は公害要因となる」「郷土愛は強い土地柄である」「沼津市のはずれで迷惑施設がすぐに原地区にくる」等の理由で貨物駅移転は反対の意見がある。
- ・貨物駅移転反対については、貨物駅現状維持論、貨物駅不要論、貨物駅機能分散論、貨物駅他地区移転論などがある。

5. 沼津のまちづくり、原地区のまちづくりについて

- ・沼津はいままで4つの失敗（①新幹線駅誘致、②がんセンター誘致、③第2東名誘致、④キンビール誘致）をしてきて活性化から取り残された。沼津は停滞しており、高架化を契機として静岡県東部の拠点都市にふさわしい都市機能の集積をめざすべきであり、地元での話し合いも進んでいる。
- ・原地区では、貨物駅移転予定地を含めて「健康文化タウン」の構想がある。地域の歴史文化や景観を配慮した新しいまちづくりをめざしたい。
- ・沼津駅周辺のまちづくりビジョンや原地区のまちづくりビジョンはまだ検討すべき課題は多いとする意見は多い。

6. 今後のPI方式での進め方について

- ・話し合い自体は望むところであり期待もしているが、高架化や貨物駅移転を前提とした話し合いかどうかは意見がわかれている。どのような枠組みでの話し合いとなるかが問題である。昨年末の知事発言については真意を知りたいとする意見がある。

実施主体とインタビューで締結した覚書

沼津駅付近鉄道高架事業ステークホルダーヒアリングに関する覚書

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間で、沼津土木事務所都市計画課が実施する沼津駅付近鉄道高架事業ステークホルダーヒアリングにおけるインタビュー方法や進め方について、甲と乙との間に次のとおり覚書を交換する。

第 1 条 乙は、ヒアリング対象者のプライバシーを保護するため、個人が特定できる情報は、甲を含む第三者に漏洩しないこと。また、ヒアリング結果を甲へ報告する際は、対象者を特定できない様にとりまとめること。

第 2 条 乙は、ヒアリング対象者が承認しない限り、ヒアリングを実施しない、または即座にヒアリングを中止すること。

第 3 条 乙は、ヒアリングの実施に際しては、ヒアリング対象者の意見を尊重して聴き、信頼を得られるように行動すること。ヒアリング対象者の発言の背景となっている理由（利害や関心）を聴き出すよう努めること。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 23 年 12 月 15 日

(甲) 沼津市高島本町 1-3

静岡県沼津土木事務所 所長 長島 郁夫 印

(乙) 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇 印